

「被災地の復興のための先端技術展開事業」委託事業実施要領

23農会第1106号
平成23年12月14日
農林水産技術会議事務局長通知

第1 趣旨

東日本大震災は、我が国の農林水産・食品産業に甚大な被害を与えている。この大震災の被災地域を早期に復興し、かつ、同地域を新たな食料生産基地として再生するためには、我が国に蓄積されている多数の先端技術を組み合わせ、最適化し、被災地域内で早急に実証する研究を行い、その普及・実用化を促進することが必要である。

このため、本事業においては、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定。以下「復興の基本方針」という。）、被災地域の復興計画等を踏まえて事業を推進するため、被災地域内に「農業・農村型」及び「漁業・漁村型」の研究・実証地区を設け、既に確立された技術シーズを組み合わせ、最適化するための大規模な実証研究を行い、速やかにその成果を復旧・復興に活用するとともに、最適化された技術を体系化し、成長力のある新たな農林水産業を育成するための研究事業を実施することとする。

第2 事業の内容

1 農業・農村型実証研究

(1) 研究・実証地区の整備及び技術・経営分析研究

宮城県内に「農業・農村型」の研究・実証地区を設け、各種実証研究を展開するために必要となる環境を整備し、研究・実証地区内又はその近隣に、実証研究に関わる全国の産学官の研究者が研究に係る情報共有や調整を行うとともに、全国の研究機関、農業者等への情報発信を行う拠点機能を持つ開放型研究室を整備するものとする。

また、研究・実証地区における農業者の作業状況や農地、施設等の活用状況を把握し、実証研究で導入された個々の技術、それらが体系化されたもの及びそれらを導入する際の経営面での効果について分析するものとする。

(2) 大規模実証研究

「農業・農村型」の研究・実証地区において、被災地域の復旧・復興を促進し、成長力のある新たな農業を育成するため、生産・加工等に係る先端技術を組み合わせ、最適化するための大規模実証研究を実施するものとする。

2 漁業・漁村型実証研究

(1) 研究・実証地区の整備及び技術・経営分析研究

岩手県内に「漁業・漁村型」の研究・実証地区を設け、各種実証研究を展開するために必要となる環境を整備し、研究・実証地区内又はその近隣に、実証研究に関わる全国の産学官の研究者が研究に係る情報共有や調整を行う

とともに、全国の研究機関及び漁業者等への情報発信を行う拠点機能を持つ開放型研究室を整備するものとする。

また、研究・実証地区の漁業者の作業状況や漁場、施設等の活用状況を把握し、実証研究で導入された個々の技術、それらが体系化されたもの及びそれらを導入する際の経営面での効果について分析するものとする。

(2) 大規模実証研究

「漁業・漁村型」の研究・実証地区において、被災地域の復旧・復興を促進し、成長力のある新たな水産業を育成するため、生産・加工等に係る先端技術を組み合わせ、最適化するための大規模実証研究を実施するものとする。

第3 研究実施期間

本事業は、被災県の復興計画における復旧期から再生期に対応し、先端技術の導入と新たな技術体系の確立を推進するため、研究実施期間を平成23年度から平成29年度まで（7年間）（予定）とする。

第4 事業実施主体

被災地の復興のための実証研究を実施するという当該事業の趣旨に鑑み、早急に研究を開始する必要性から、第2の1については宮城県と密接に連携をとることができる研究コンソーシアムに、第2の2については岩手県と密接に連携をとることができる研究コンソーシアムに、それぞれ委託することとする。

なお、研究コンソーシアムの構成員は他の構成員と十分な連携を図り、効率的に試験を行うものとする。

第5 研究課題の設定及び実施

本事業の研究課題は、毎年度設定するものとし、実施する研究課題、委託先研究機関等については、別に定めるところによるものとする。

第6 事業の進行管理

1 研究推進委員会の設置

(1) 研究課題に係る研究実施計画の決定及び研究課題の進行管理を行うため、農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）に研究推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置するものとする。

(2) 推進委員会は、農林水産技術会議事務局長（以下「事務局長」という。）を委員長とし、研究総務官、事務局内の各課室長及び研究開発官により構成するものとする。また、必要に応じ、事務局長が指名する者の出席を求めることができるものとする。

(3) 推進委員会は、復興の基本方針、被災県の復興計画等に留意して、被災地の実情に適う技術の実証のために必要な研究課題に係る研究実施計画を決定するものとする。また、決定に当たっては、被災地域の地方自治体、有識者等の意見を考慮するものとする。

2 プログラムディレクター及びプログラムオフィサーの指名

事務局長は、農業・農村型実証研究及び漁業・漁村型実証研究において実施する各研究課題の進行管理、関係各局との調整、3の運営委員会への報告等を行う事項のとりまとめ等を行うための責任者として、プログラムオフィサー（以下「PO」という。）を指名する。POは、これらの業務のほか、研究の進捗状況を踏まえ、必要に応じて、研究受託者に対し、指導及び助言を行うものとする。

また、事務局長は、POへの指導、監督、助言等を行い、事業全体の進行管理を行うための責任者として、プログラムディレクター（以下「PD」という。）を指定する。

3 運営委員会の設置

- (1) 研究実施計画案の策定及び研究課題の的確な進行管理を図るため、農業・農村型実証研究及び漁業・漁村型実証研究のそれぞれに、POを長とする運営委員会を設置するものとする。
- (2) 運営委員会は、事務局内の職員その他POが必要と認める者によって構成するものとし、構成員については、民間の外部専門家の参画の促進に努めるものとする。また、POが必要と認めた場合には、外部の有識者等の意見を聞くことができるものとする。
- (3) 運営委員会は、農業・農村型実証研究及び漁業・漁村型実証研究において実施する各研究課題の進行管理を行うため、必要に応じ、当該事業に参加した研究者（以下「受託研究者」という。）等から研究の進捗状況及び成果を把握するとともに、推進委員会及びPDに報告するものとする。
- (4) 運営委員会は、研究の進捗状況を踏まえ、必要に応じて、各運営委員会が管理する研究課題の研究実施計画の見直しを行うものとする。見直しの結果、年度途中において研究実施計画の内容を変更する必要があると認めた場合には、推進委員会にその変更計画案を提出し、承認を得なければならないものとする。

第7 研究成果の取扱いについて

- (1) 研究代表者（研究コンソーシアムにおいて研究を統括する者をいう。以下同じ。）は、研究実施計画の研究目標に掲げた成果が得られた場合はPOに報告するものとし、POは、その概要を運営委員会及び推進委員会において報告するものとする。
- (2) 事務局長は、(1)の研究成果について、特許権等の知的財産が得られた場合は、一定の条件を付した上で、それを研究機関等に帰属させることができる。

- (3) 研究代表者は、成果を新たに公表する場合、事前にその概要を PO に通知するものとし、PO は、その概要を運営委員会に報告するものとする。また、PO は、必要に応じて、成果の公表の可否について運営委員会に諮るものとする。

第8 国民理解の促進

事務局長は、被災地域の関係者及び国民各層に対し多様な媒体を利用して、本事業の趣旨及び得られた成果を分かりやすく説明し、理解を求めるよう努める。また、研究代表者は、第1の本事業の趣旨及び得られた成果に係る国民理解の促進に関する取組に積極的に協力し、本事業の成果が国民に還元されるよう努めるものとする。

第9 事業の評価

本事業については、農林水産省における研究開発評価に関する指針（平成23年1月27日農林水産技術会議決定）及び研究開発評価実施要領（平成18年4月17日付け農会第1740号農林水産技術会議事務局長通知）に基づき、事業及び研究課題の評価を実施するものとする。

第10 その他

本要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、事務局長が別に定めるものとする。

平成23年度「被災地の復興のための先端技術展開事業」委託事業
研究課題実施要領

23農会第1106号
平成23年12月14日
農林水産技術会議事務局長通知

第1 研究課題の内容

「被災地の復興のための先端技術展開事業」委託事業は、復興の基本方針、被災地域の復興計画等を踏まえて事業を推進するため、被災県等と十分に連携し、事業を展開することとされており、平成23年度においては、被災地域における東日本大震災からの復旧・復興の動きを踏まえ、早急に現地で技術実証を展開する必要がある以下の研究に着手するものとする。

研究の着手に際しては、研究・実証地区整備及び技術・経営分析研究を組み合わせ実施し、平成24年度以降に実証研究を展開するために必要となる環境整備を実施するとともに、実証研究で導入された技術を展開する際の経営体単位での効果についても把握するものとする。

1 農業・農村型実証研究

宮城県内に設ける研究実証地区において、既に現地で生産再開の動きがある野菜・果樹及び施設園芸に係る、実証段階の技術的課題の解決を図るための研究を実施するものとする。

また、その実施を支援するための研究・実証地区の整備及び技術・経営の診断研究を組み合わせ実施するものとする。

(1) 研究課題「技術・経営分析研究」

宮城県内に設けられた「農業・農村型」の実証・研究地区において、平成23年度に研究に着手する技術を導入した場合の、農業生産を行う経営体単位ごとの効果について、技術的・経営的観点から診断を行うとともに、所要の技術情報、被災地域の生産者の経営情報等の情報を収集・分析することとする。

研究を実施するに当たっては、宮城県農業・園芸総合研究所を含む研究コンソーシアムに委託するものとし、同研究所及び宮城県が保有する宮城県内の園芸生産に係る情報や経営分析に係る情報を活用しつつ、全国の様々な立地条件の経営体で新技術を導入した場合の経営分析実績を持つ研究コンソーシアム組合員の有する分析技術と組み合わせ、被災地域における新技術の導入効果を分析することとする。

(2) 研究課題「野菜・果樹機能性成分分析評価等実証研究」

平成23年度現在、被災地域で生産再開の動きがある露地及び施設野菜並びに小果樹について、先端技術を活用した栽培技術等の実証研究を行うものとする。

具体的には、野菜については、ホウレンソウ等の葉物野菜に注目し、冬期における機能性成分の含有量の変化を、生産環境に着目しつつ調査するとともに、機能性成分をより高める栽培体系の確立に向けた基礎情報を収集・整理するものとする。

研究を実施するに当たっては、宮城県農業・園芸総合研究所を含む研究コンソーシアムに委託するものとし、同研究所が有する被災地域での葉物野菜の生産技術に加え、研究コンソーシアム組合員の有する植物の機能性成分の評価技術等を速やかに被災地域において展開、活用し、平成23年度冬期のデータを速やかに取得するものとする。

また、果樹については、同研究所の持つ地域の特産品種を、研究コンソーシアム組合員が有する栽培技術と組み合わせ、被災地域でも迅速に果樹特産品種の展開が可能な技術体系の実証研究を行うものとする。

(3) 研究課題「施設園芸栽培の省力化・高品質化実証研究」

平成23年度現在、被災地域で生産再開の動きがある施設園芸分野に関し、先端技術を活用した栽培技術等の実証研究を行うものとする。

具体的には、宮城県における主要な園芸作物であるイチゴ、キュウリ、トマト等の高品質な生産を進めるため、最先端の栽培技術の実証を行うための園芸施設の整備を行うとともに、養液栽培及び環境制御に係る先端的なシステムを導入するための被災地域での最適化研究を実施するものとする。

研究を実施するに当たっては、宮城県農業・園芸総合研究所を含む研究コンソーシアムに委託するものとし、同研究所が有する被災地域での園芸作物の生産技術に加え、研究コンソーシアム組合員の有する技術を組み合わせ、省力化した環境で高品質な生産環境制御を行うための環境制御システムや、環境観測システムの導入と最適化を進めることとする。

2 漁業・漁村型実証研究

岩手県内に設ける研究実証地区において、生産再開に向けた要望が強く、既に生産再開に向けた動きがあるアワビの増殖技術に係る、実証段階の技術的課題の解決を図る研究課題「アワビの緊急増殖技術開発研究」を実施するものとする。

具体的には、岩手県水産技術センターに委託するものとし、従来よりも早い時期に採卵を行うとともに、ふ化率及び生存率の高い良質卵を得る再成熟採卵技術を導入し、アワビ稚貝の生産効率への寄与及びアワビ種苗の生産コストへの寄与について分析するものとする。

第2 事業の実施

農林水産技術会議事務局長は、本事業の実施に当たっては、第1の1及び2に掲げる研究コンソーシアムに、研究課題を委託する。委託先研究コンソーシアムの選定は、同者へ通知をもって行うものとし、その委託契約期間は、第1の1及び2の研究課題のいずれについても、委託契約締結日から平成24年3月30日までとする。

第3 契約上支払い対象となる経費

委託経費として計上できる経費は、次の経費とする。

- 1 直接経費：研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要とする経費
 - (1) 人件費
 - (2) 謝金
 - (3) 旅費
 - (4) 試験研究費
 - (5) その他必要に応じて計上可能な経費
- 2 一般管理費
 - 1の(4)の試験研究費の15%以内とする。
- 3 消費税相当額